

震災からの復旧・復興、被災者への
支援に取り組むNPO・ボランティア団体の活動を応援します！

東北ろうきん復興支援助成金制度

目 的

東北ろうきんでは、事業計画の基本方針の1つに「震災からの復旧・復興、被災者への支援継続に取り組む」ことを掲げ、東日本大震災において甚大な被害を受けた地域を営業エリアにもつ金融機関の責務として、被災された勤労者の生活の復旧、復興、支援活動を継続して取り組んでおります。

その中で、東北ろうきんだけでは解決できない様々な地域の課題については、被災した地域や被災された勤労者の復旧、復興、被災者の支援を行うNPO等の活動を支援することで、より多面的に支援活動を行うことができると思います。

そこで、東日本大震災からの復旧・復興・被災者支援に従事している団体の活動内容が顕著であり、今後も継続されることが見込める団体に対して、今後の活動資金を支援する目的で助成を行います。

東北ろうきんは、社会が掲げる様々な課題の克服に向けて取り組むNPO等を支援することで、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と謳っているろうきんの理念の実現をめざしています。



ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

募集要項

支援対象団体

NPO団体やボランティア団体等で、現在、東日本大震災からの復旧・復興・被災者支援に従事している団体で次のすべてに該当すること。

- ①東北6県に主たる事務所を有していること。
- ②定款または会則・規約があり、決算報告書または収支報告書が作成されていること。
- ③活動報告書等の事業概要が容易にわかる資料を作成していること。もしくは活動内容を公開していること。
- ④当金庫に助成金の受取口座を開設できること。
※労働組合や労働団体、自治会、町内会（コミュニティ）、PTA、校区の子供会、婦人会、老人会等については、助成対象外といたします。

助成団体数及び助成金額

総額300万円です。

1団体に対する助成金は30万円～50万円とし、6～10団体程度の助成を予定しています。

選考基準

- ①東日本大震災からの復旧・復興・被災者支援に従事している団体であること。
- ②事業活動内容が明確であり、且つ社会的価値・意義が認められていること。
- ③事業活動に継続性があること。
- ④法令違反等、反社会的行為が認められないこと。
- ⑤宗教的活動・政治的活動を行っていないこと。
- ⑥助成の緊急性があり、活動（事業）全体の中で助成金による効果が期待できること。
- ⑦活動に地域貢献性があること。
- ⑧活動に発展性があること。
- ⑨活動に公開性があること。
- ⑩会計に透明性があること。

申請書の入手方法

当庫ホームページより入手できます。
(<http://www.tohoku-rokin.or.jp>)

申請方法

所定の申請書に記入の上、以下の書類を添えて郵送などでお申し込みください。

- ①定款・規約・会則などの写し
- ②前年度の決算報告書または収支報告書の写し
- ③団体が行う震災からの復旧・復興・被災者支援活動（事業）の内容がわかるもの
- ④その他、団体が発行する機関紙やパンフレットなど
※申請受付後、必要に応じて追加資料の提出や電話等のヒアリングを行うことがあります。
※申請いただいた書類はお返しできません。

スケジュール

応募期間	2012年10月1日（月） ～11月30日（金）
助成先選考	2012年12月中旬
助成金決定通知	2012年12月下旬
助成金交付	2013年1月（予定）

選考結果について

団体名、所在地、活動内容の概要、助成金額をディスクロージャー誌・東北ろうきんホームページで公表いたします。

※審査経過及び合否の理由等についてのお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

応募及びお問い合わせ先

〒980-8661
宮城県仙台市青葉区北目町1-15 Ace21ビル
東北労働金庫営業推進部営業店支援課（担当：三浦）
TEL：022-723-1118 FAX：022-215-3169
E-mail：suishin@tohoku-rokin.or.jp

NPOの活動を金融の面からもバックアップ

～NPO事業サポートローンのご案内～

東北6県内に主たる事務所を有するNPO法人で、貸付を受けようとする事業を任意団体を含め3年以上継続して行っており、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定している団体に対し、無担保500万円以内（つなぎ資金は1000万円以内）・有担保5000万円以内の融資制度をご用意しています。